令和６年度　愛川町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定について

○　改正「気候変動適応法」の施行により、同法第２１条に指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という）が規定されたところである。
　このクーリングシェルターは、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに一般に開放し、暑さをしのぐ施設で、町が指定するものである。
　今回、その要件を満たす町施設の調査を行ったところ、役場庁舎をはじめ、次の７施設の開放が可能との回答があったところであり、適正と認められることから、本町のクーリングシェルターとして指定したいものである。なお、本年度の運用期間は、指定した日から１０月第４水曜日までとなります。

指定暑熱避難施設の最低基準の充足状況　※
【指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準】
①　適当な冷房設備を有すること
②　熱中症特別警戒情報が発表されたときは、当該施設を住民その他の者に開放することができること。
③　住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。

クーリングシェルター・マークの掲示
　指定された施設は次のマークを玄関等見えやすい位置に掲示します。

クーリングシェルター・マーク　（参考）ロゴマーク

No.	施設名称	指定暑熱避難施設の最低基準の充足状況　※			指定暑熱避難施設の指定の可否	所在地	開放可能日等（法定事項）	開放時に受入れ可能人数（見込み）（法定事項）	管理者名	連絡先	施設の種類	備考（開放スペース等）
		①	②	③								
1	役場庁舎（本庁舎・新庁舎）	○	○	○	可	角田251番地１	月～金　8:30～17:15 土日祝　開放なし	２０人	財務部長	046-285-6926 046-285-2111（代）	役場庁舎	1階住民ホール、4階談話室
2	愛川町福祉センター	○	○	○	可	角田257番地の１	月～金　8:30～17:15 土日祝　開放なし	１０人	福祉支援課長	046-285-6928 046-285-2111（代）	保健福祉施設	１階ロビー
3	愛川町健康プラザ	○	○	○	可	角田257番地の１	月～金　8:30～17:15 土日祝　開放なし	２０人	健康推進課長	046-285-6970 046-285-2111（代）	保健センター	２階、３階階段ホール等
4	愛川町文化会館	○	○	○	可	角田250番地の１	火曜日を除く 9：00～18：00	３０人	生涯学習課長	046-285-6960	公民館	１階共用スペース、３階共用スペース、図書館雑誌コーナー等
5	愛川町中津公民館	○	○	○	可	中津293番地の３	月最後の火曜日を除く 8:30～21：00	１０人	生涯学習課長	046-285-1600	公民館	１階共用スペース
6	愛川町半原公民館	○	○	○	可	半原4343番地の３	月最後の火曜日を除く 8:30～21：00	１０人	生涯学習課長	046-281-0177	公民館	エントランスホール、図書室等
7	郷土資料館	○	○	○	可	半原5287番地	火～日、祝　9:00～17:00 ※月（祝の場合翌日等）　開放なし	２０人	スポーツ・文化振興課長	046-280-1050	博物館	エントランスホール